

第5次神奈川県ニホンザル管理計画案について

1 策定の趣旨

本県では、農作物被害の軽減や生活被害・人身被害の根絶を目指し、人とニホンザルの棲み分けにより両者のあつれきを避けることを目的として、平成15年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、被害防除対策、群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理するための取組）、生息環境整備及びモニタリング等を実施してきた。

第4次計画までの取組の結果、多くの群れを分裂させることなく規模を縮小・除去し、ニホンザルによる農作物被害や生活被害・人身被害が減少傾向となったが、依然として多くの群れで各種の被害が続いており、群れを除去したことに伴う近隣の群れの行動変化への対応も必要となっている。

このような状況に対応し、第4次計画の取組を基本として、群れ加害性を引き下げる対策などを強化した第5次計画を策定する。

2 策定の経過

- (1) 神奈川県鳥獣総合対策協議会等での検討
 - ア 神奈川県鳥獣総合対策協議会 2回（4年7月、5年1月）
 - イ 同 サル対策専門部会 2回（4年7月、12月）
- (2) 自然環境保全審議会での報告

計画の検討状況について報告（4年8月）
- (3) 市町村との調整

計画素案に係る意見照会（4年10月 県民意見の募集に合わせて実施）
- (4) 議会での報告

令和4年第3回県議会定例会環境農政常任委員会に計画素案報告（4年9月）
- (5) 県民意見募集

県民意見の募集（4年10月～11月）

3 県民意見募集等の結果

- (1) 実施期間

令和4年10月19日（水）から11月18日（金）まで
- (2) 実施結果
 - ア 寄せられた意見の件数 32件（県民20件、市町村12件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画の基本的な考え方について	4件	3件	7件
(イ) 管理事業について	12件	8件	20件
(ウ) その他	4件	1件	5件
合 計	20件	12件	32件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	12件	3件	15件
(イ) 既に計画に反映されている意見	5件	3件	8件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	2件	3件	5件
(エ) 計画に反映できない意見	1件	3件	4件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	20件	12件	32件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画に反映した意見

- ・今計画では計画対象区域を変更しているが、より十分な議論や環境省での検討結果を踏まえたうえで変更すべき。
- ・地域個体群別に、どのような農作物の被害があったか記載すべき。
- ・生息環境整備は事業の内容や方向性がより具体的にわかるよう示してほしい。

(イ) 既に計画に反映されている意見

- ・適切な地域個体群の管理に向け、捕獲のみでなく山林の生息環境を改善していくべき。
- ・ハナレザルの習性や対応方法を記述してほしい。
- ・山梨県や東京都と連携して対策に取り組む必要がある。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・計画目標として生活被害・人身被害は根絶となっているが、生活被害の根絶は困難なため軽減に改めるべき。
- ・「(コラム) サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い」について、農耕地等に依存する群れか山林を中心に生息する群れか判断するには、行動域の植生のみでなく、その植生をどのように利用しているか分析する必要がある。
- ・サルの追い払いを行うモンキードッグを導入してはどうか。

(エ) 計画に反映できない意見

- ・計画期間について、現計画を1年間延長したことで4年間となっていると思われるが、令和5年4月からの5年間にしてはどうか。
- ・地域個体群を構成する各群れの対策の方針や全頭捕獲の具体的な判断基準を記載すべき。
- ・捕獲した個体は原則殺処分とする旨記載すべき。

(オ) その他

意見なし

4 計画案の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

(2) 計画期間

2023（令和5）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの4年間とする。

(3) 計画対象区域

県内33市町村のうち、次の13市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

(4) 第4次計画の成果と課題

ア 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

多くの群れを分裂させることなく、規模の縮小や管理困難な群れの除去等を進め、一部の地域個体群では適正配置を図ることができたが、群れの個体数を適正な規模まで減らしても、地形等により追い上げが困難な群れや、加害性の高い個体により被害が減少しない群れがある。

イ 農作物被害の軽減

被害防除対策や個体数調整の取組により、平成30年度以降、農作物被害額及び面積が減少しているが、依然として被害は継続して発生しており、被害防除対策を継続する必要がある。

また、農作物被害額等の数値だけでなく、実態に即した被害状況の把握に努める必要がある。

ウ 生活被害及び人身被害の根絶

生活被害及び人身被害の件数は、丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群では減少しているが、西湘地域個体群では件数が増加しており、被害防除対策を継続する必要がある。

(5) 第5次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

農作物や生活等への被害が継続していることから、引き続き、次の3点を目標とする。

- ・適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶

イ 管理の考え方

「農耕地等に依存する群れ」を「山林を中心に生息する群れ」にしていく、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点により、群れの特性に応じて、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて実施し、群れの加害性を引き下げる。

ウ 地域個体群別の管理方針

(ア) 西湘地域個体群

行動域が農耕地や市街地にある割合が高いため、個体数に比し被害が大きく、特に生活被害及び人身被害が大きなものとなっており、個体数調整を継続するなど、生活被害・人身被害の根絶を前提として管理事業に取り組む。

(イ) 丹沢地域個体群

群れの行動域は、山地から農耕地等を含む山麓に及んでおり、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落への出没状況に応じ、被害の軽減、根絶を前提として管理事業に取り組む。

(ウ) 南秋川地域個体群

各群れが隣接都県にまたがって生息し、東京都側にも大規模な群れが生息しており、群れの行動域が山間部から農耕地等に移動して農作物や生活に被害を及ぼさないよう管理事業に取り組む。

第4次計画期間以前(群れ管理等実施前)

- A群：適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30～60頭に減らし、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追払いや農地周辺の環境整備（防護柵）
- C群：農地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする

- A群：群れを縮小し、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：群れを縮小し、追払い

◎集落環境整備の上、侵入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける



(6) 主な事業内容

ア 被害防除対策

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等が連携し、集落や農地からの追い払い、侵入ルートへの遮断、さらに山側への追い払いまで、群れの状況に応じた対策を進める。

県及び市町村は、住民等を中心とした体制づくりや多様な主体を活用した対策を支援し、集落環境整備、農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置、追い払い等、地域ぐるみの取組を促進するとともに、群れの加害性を引き下げするため、生活被害の発生を繰り返す個体や人身被害を発生させるおそれのある個体を特定して捕獲する。

イ 群れ管理

各群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせた群れ管理を継続する。

県及び市町村は連携して、地域ぐるみで群れの追い上げ等に取り組む体制づくりを支援するとともに、必要に応じて群れの個体数調整や除去を実施する。

ウ 生息環境整備

水源の森林づくり事業などの森林整備を通して、林床植生の回復などを図り、山間部における生息環境整備を進める。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月	環境農政常任委員会へ計画案を報告
3月	計画策定・公表